

平成23年度 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金および預貯金	33,068	保険契約準備金	5,211,033
現 金	394	支 払 備 金	33,323
預 貯 金	32,674	責 任 準 備 金	5,115,181
コ ー ル ロ ー ン	90,000	社 員 配 当 準 備 金	62,529
買 入 金 銭 債 権	79,448	再 保 險 借	15
金 銭 の 信 託	10	そ の 他 負 債	413,511
有 価 証 券	4,066,633	債券貸借取引受入担保金	49,073
国 債	2,428,429	借 入 金	85,000
地 方 債	95,896	未 払 法 人 税 等	313
社 債	528,967	未 払 金	236,695
株 式	265,390	未 払 費 用	7,995
外 国 証 券	650,174	前 受 収 益	257
そ の 他 の 証 券	97,775	預 り 金	3,114
貸 付 金	837,529	預 り 保 証 金	18,286
保険約款貸付	113,662	金 融 派 生 商 品	8,427
一 般 貸 付	723,867	リ ー ス 債 務	3,871
有 形 固 定 資 産	443,937	資 産 除 去 債 務	246
土 地	252,124	仮 受 金	230
建 物	184,934	退 職 給 付 引 当 金	40,850
リ ー ス 資 産	3,881	価 格 変 動 準 備 金	50,530
建 設 仮 勘 定	138	再評価に係る繰延税金負債	22,177
その他の有形固定資産	2,858	支 払 承 諾	54
無 形 固 定 資 産	29,422		
ソ フ ト ウ ェ ア	15,656	負債の部合計	5,738,171
その他の無形固定資産	13,766	(純 資 産 の 部)	
再 保 險 貸	7	基 金	166,000
そ の 他 資 産	269,396	再 評 価 積 立 金	281
未 収 金	239,203	剩 余 金	97,657
前 払 費 用	1,751	損 失 て ん 補 準 備 金	89
未 収 収 益	19,545	そ の 他 剩 余 金	97,568
預 託 金	4,143	基 金 償 却 準 備 金	143,500
金 融 派 生 商 品	417	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	265
仮 払 金	215	当 期 未 処 分 剩 余 金	△ 46,197
そ の 他 の 資 産	4,118	基 金 等 合 計	263,939
繰 延 税 金 資 産	64,575	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 47,024
支 払 承 諾 見 返	54	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 45,044
貸 倒 引 当 金	△ 3,904	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 92,069
投 資 損 失 引 当 金	△ 137		
		純資産の部合計	171,870
資 産 の 部 合 計	5,910,042	負債および純資産の部合計	5,910,042

注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表価額は、

2, 331, 246百万円、時価は、2, 378, 665百万円であります。

なお、個人保険・個人年金保険（利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険および平成7年10月以降契約の一時払養老保険を除く）に対する小区分につき、より長期の負債に対応した債券投資を行う環境が整備されてきたことを踏まえ、負債デュレーション算出の前提となる負債キャッシュ・フローを「将来20年分」から「将来25年分」に変更しております。

この変更による貸借対照表および損益計算書への影響はありません。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

39,246百万円

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物（リース資産以外）

①平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

・建物以外（リース資産以外）

①平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

・リース資産

①所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間にもとづく定額法によっております。

6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,360百万円であります。
8. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、市場価格のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
11. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。
12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度の費用に計上しております。
14. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
16. 当期より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。
また、保険業法施行規則の改正により、基金等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを当期首残高として表示しております。

17. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・ 利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ALM」による円建公社債中心の運用を行っております。
- ・ 上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債、貸付金、国内株式、外国証券、不動産等のアセットミックスによってポートフォリオ全体のリスクを管理しつつ、負債コストを中長期的に上回ることを目指す「バランス型ALM」による運用を行っております。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等を回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストによる管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、個別取引ごとの事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠の設定を通じた管理を行っており、リスク量を許容範囲内にコントロールしております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	33,068	33,068	-
コールローン	90,000	90,000	-
買入金銭債権	79,448	83,222	3,773
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	69,759	73,533	3,773
責任準備金対応債券	-	-	-
その他有価証券	9,689	9,689	-
有価証券	3,873,649	3,929,391	55,742
売買目的有価証券	24,564	24,564	-
満期保有目的の債券	382,714	391,038	8,323
責任準備金対応債券	2,331,246	2,378,665	47,419
その他有価証券	1,135,123	1,135,123	-
貸付金	837,529	858,428	20,899
保険約款貸付	113,662	113,662	-
一般貸付	723,867	744,766	20,899
資産計	4,913,696	4,994,111	80,415
借入金	85,000	81,484	△ 3,515
負債計	85,000	81,484	△ 3,515
金融派生商品	(8,009)	(8,004)	5
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,012)	(8,007)	5

*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）

・市場価格のある有価証券

①その他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）によっております。

②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、192,984百万円であります。

(2) 貸付金および借入金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み、期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 金融派生商品

①株式オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

②為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。

③金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

18. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、293,013百万円、時価は、242,062百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。
19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、48,586百万円であります。
20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、4,379百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は3,775百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額104百万円、延滞債権額1,255百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は305百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は296百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は252,724百万円であります。
22. 特別勘定の資産の額は25,783百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は241百万円、金銭債務の総額は1,111百万円であります。
24. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は23百万円であります。
25. (1) 繰延税金資産の総額は129,502百万円、繰延税金負債の総額は1,842百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、63,084百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、
- | | |
|--------------|-----------------|
| 有価証券評価損 | 24,187百万円、 |
| 繰越欠損金 | 23,249百万円、 |
| その他有価証券の評価差額 | 20,501百万円、 |
| 価格変動準備金 | 15,462百万円、 |
| 退職給付引当金 | 12,925百万円、 |
| および危険準備金 | 11,285百万円であります。 |
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、
- | | |
|-----------------|-------------|
| 未収配当金 | 1,115百万円、 |
| およびその他有価証券の評価差額 | 704百万円あります。 |
- (2) 当年度における法定実効税率は36.1%であります。

- (3) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.1%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.2%、平成27年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更になりました。この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が9,637百万円の減少となります。また、法人税等調整額は8,841百万円の増加となります。

26. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	68,036百万円
当期社員配当金支払額	5,571百万円
利息による増加等	70百万円
その他による減少額	5百万円
当期末現在高	62,529百万円

27. 子会社等の株式または出資金は6,290百万円であります。

28. 担保に供されている資産の額は、有価証券15,343百万円であります。

29. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は41百万円であります。

30. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は281百万円であります。

31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,000百万円であります。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

33. 外貨建資産の額は 195,005百万円であります。
 (主な外貨額 1,766百万米ドル、
 341百万ユーロ、
 124百万豪ドル)
34. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、12,436百万円であります。
 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
35. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|---------------------|------------|
| イ. 退職給付債務 | △56,684百万円 |
| ロ. 年金資産 | 6,098百万円 |
| (うち退職給付信託) | 2,807百万円) |
| ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ) | △50,585百万円 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異 | 9,735百万円 |
| ホ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ) | △40,850百万円 |
| ヘ. 退職給付引当金 | △40,850百万円 |
- (2) 退職給付債務等の計算基礎
- | | |
|-------------------|----------|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.5% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| (うち確定給付企業年金) | 3.7%) |
| ニ. 数理計算上の差異の処理年数 | |
| 平成19年度以前発生分 | 翌期より 6年 |
| 平成20年度以降発生分 | 翌期より 8年 |
| ホ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 発生年度全額処理 |